○外務省告示第五百二十八号

平成二十一年九月二十四日にマニラで、円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の平成十三年三月三十日付けの交換公文に従ってフィリピン共和国政府に供与されることになった「幹線道路網整備計画（Ⅴ）」及び「地方道路網整備計画（Ⅲ）」の実施に係る円貨による借款の支出期間がフィリピン共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により、それぞれ平成二十二年九月二十五日及び平成二十四年三月二十五日まで延長される旨の口上書の交換が、フィリピン共和国政府との間に行われた。

平成二十一年十一月十二日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百二十九号

平成二十一年九月二十四日にマニラで、円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の平成十四年三月二十六日付けの交換公文に従ってフィリピン共和国政府に供与されることになった地方開発緊急橋梁（りょう）建設計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がフィリピン共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により、平成二十三年九月二十四日まで延長される旨の口上書の交換が、フィリピン共和国政府との間に行われた。

平成二十一年十一月十二日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百三十号

平成二十一年十月二十一日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成十三年三月三十日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになった水資源開発セクターローン（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十三年十二月二十四日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十一年十一月十二日

外務大臣　岡田　克也

○厚生労働省告示第四百七十六号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第二十五条の十六第二号（第二十八条の二第三項、第二十八条の四第三項及び第二十九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号等の登録をした旨を公示する件（平成二十一年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十二日

厚生労働大臣　長妻　昭

第三の表清研―6の項住所及び事業所の所在地の欄中「桜馬場一丁目二番二十二号」を「桜町三番十五号」に改め、同表清研―14の項住所及び事業所の所在地の欄中「府内町二丁目二番一号」を「萩原二丁目十三番三十八号」に改め、第六の表貯研―17の項住所及び事業所の所在地の欄中「府内町二丁目二番一号」を「萩原二丁目十三番三十八号」に改め、同表貯研―33の項住所及び事業所の所在地の欄中「桜馬場一丁目二番二十二号」を「桜町三番十五号」に改め、第七の表排研―2の項氏名又は名称及び事業所の名称の欄中「有限責任中間法人」を「一般社団法人」に改め、第八の表防研―13の項住所及び事業所の所在地の欄中「府内町二丁目二番一号」を「萩原二丁目十三番三十八号」に改め、同表防研―29の項住所及び事業所の所在地の欄中「桜馬場一丁目二番二十二号」を「桜町三番十五号」に改める。

○農林水産省告示第千五百六十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年十一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年十一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十一号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び第五十九条並びに動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号（動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年十一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

表ワクチンの部中

「豚ボルデテラ感染症精製（油性アジュバント加）不活化ワクチン	359,100	20,300	14	12	10	2 」を
「豚ボルデテラ感染症精製（油性アジュバント加）不活化ワクチン	349,600	20,300		10	10	2 」に、
「猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症混合ワクチン	278,200	263,000	37			5 」を
「猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症混合ワクチン	278,200	263,000	37			5 」に
猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症2価・猫汎白血球減少症混合ワクチン	469,100	20,300	37			5 」に

○農林水産省告示第千五百七十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年十一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

(50)を(59)とし、(9)から(49)までを九ずつ繰り下げ、(8)を(15)とし、(15)の次に次のように加える。

(16)　鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス）（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

(17)　鶏伝染性コリーザ（A・C型）（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

(7)を(14)とし、(6)を(7)とし、(7)の次に次のように加える。

(8)　豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（2型）感染症（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

(9)　豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（2・5型）感染症（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

(10)　豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型）感染症（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

(11)　豚大腸菌性下痢症（K88保有全菌体・K99保有全菌体）（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

(12)　豚ボルデテラ感染症（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

(13)　豚ボルデテラ感染症精製（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

(5)の次に次のように加える。

(6)　牛ヒストフィルス・ソムニ（ヘモフィルス・ソムナス）感染症（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）